

# FUSHIMITTO会員規約

## 第1条 名称

本クラブはFUSHIMITTO(以下本クラブという)と称します。

## 第2条 所在地

本クラブは京都府京都市伏見区竹田青池町135を所在地とします。

## 第3条 目的

本クラブはスポーツを通じ心身の育成、健康維持・増進を図ると共に、会員相互の親睦を深め、地域における健康で明るいコミュニティー作りに寄与することを目的にします。

## 第4条 運営管理

本クラブの施設は、「株式会社メゾネット」(以下会社という)が経営、管理します。

## 第5条 会員制

- 1、本クラブには、会員制があります。
- 2、会員の種別、利用範囲、条件については、別途定めます。
- 3、会員が、本クラブを利用する際は、会員証の提示をしていただきます。

## 第6条 会員資格

1. 本クラブの入会資格は、次のとおりとし、本クラブに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。
  - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
  - (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
  - (3) 本クラブの規約に同意いただいた方。
  - (4) 暴力団関係者でない方。
  - (5) 過去に会社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。
  - (6) 会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。
  - (7) 刺青、タトゥーがあることが判明したとき。入会後でも発覚した時点で退会手続きさせていただきます。
2. 会員は、会社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」といいます)に該当しないことを保証します。
  - A. 暴力団
  - イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ウ. 暴力団準構成員
  - エ. 暴力団関係企業
  - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - カ. その他前各号に準ずるもの
3. 会員は、会社に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。
4. 会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
5. 会員は、会社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
  - A. 暴力的な要求行為
  - イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の義務を妨害する行為
  - オ. その他前各号に準ずる行為
6. 会社は、会員が本条の一つにでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、または規約を含む会社と会員との間の契約一切を解除することができます。

## 第7条 入会手続き

- 1、本クラブに入会を希望する方は、所定の申込み用紙と振替依頼書に必要事項を記入し、本規約に同意し捺印の上、申込みを行うものとします。本クラブの承諾後、登録金、入会金、諸会費を納入するものとします。(初回のみ二ヶ月分の諸会費が必要)
- 2、未成年の方(高校生以下、大学生は除く)が入会しようとするときは、所定の申込方法により保護者の同意を得た上で、お申し込みいただけます。この場合、保護者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
- 3、前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合でも、本クラブが審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予めご了承ください。

## 第8条 諸費用

- 1、登録料・入会金・諸会費の金額・支払時期・支払方法は、本クラブが別途定めます。
- 2、一旦納入していただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。
- 3、本クラブが運営上必要と判断した場合、金額の変更することができます。
- 4、会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らが所属する会員種別において必要となる諸費用を支払うものとします。

## 第9条 会員資格の取得

第7条の入会手続き後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日に、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

## 第10条 登録内容の変更等

- 1、会員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに本クラブで変更手続きが必要となります。その後に変更があった場合も同様です。
- 2、本クラブの会員への諸通知等は、会員から届出があった最新の連絡先宛に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

## 第11条 会員資格の譲渡・相続

本クラブの会員資格は、他の方に譲渡・相続できません。

## 第12条 諸規則の遵守

会員は、本クラブの施設利用にあたり、本規約および施設内規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。

## 第13条 禁止事項

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為をしてはいけません。

- 1、施設スタッフの許可無く館内の撮影をする行為。
- 2、他の方や施設スタッフ、本クラブ、会社を中傷・誹謗する行為。
- 3、他の方や施設スタッフに対しての暴力行為、威嚇行為、迷惑行為。
- 4、本クラブの施設の備品・器具を壊す、落書きする、持ち帰る行為。
- 5、本クラブが持つ駐車場を本クラブの利用目的以外で駐車する行為。
- 6、他の方や施設スタッフを待ち伏せする、後をつける、みだりに話しかける等の行為。
- 7、正当な理由がなく、電話、面談等の方法で施設スタッフの業務妨げになる等の行為。
- 8、営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行う行為。
- 9、館内での喫煙行為。
- 10、痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- 11、館内への危険物を持ち込む行為。
- 12、館内に動物を連れ込む行為。
- 13、本クラブの秩序を乱す行為。
- 14、その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

## 第14条 責任事項

- 1、会員が本クラブの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブ側に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 2、会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブ側に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。
- 3、会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
- 4、会員が本クラブの施設の利用中、盗難、紛失については本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。

#### 第15条 会員資格喪失

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- 1、第17条に定める退会手続きが完了したとき。
- 2、第19条により本クラブに除名されたとき。
- 3、会員本人が死亡されたとき。
- 4、破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。
- 5、第21条により、利用できる施設の全てが閉鎖されたとき。

#### 第16条 休会

会員は、休会を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める休会届を直接フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。本クラブは休会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。休会届を提出した会員は、会員資格の継続のために、2,160円を月々休会費として支払うこととします。休会期間は一度の休会で最大3か月間となります。(年間を通して何度か休会制度をご利用いただく事は可能です。)休会希望期間を過ぎますと自動的に復会となり、ご登録いただいている口座から翌月分の会費のご請求をさせていただきます。

#### 第17条 退会

会員は、退会を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める退会届けを直接フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。本クラブは退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。\*12月末で退会を希望される場合は、12月10日が締切となります。妊娠を理由に退会する場合にはその届出日(母子手帳を提示していただきます。)を退会日とし、退会月の月会費は週割り計算し返金します。

#### 第18条 変更

会員は、変更を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める変更届けを直接フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。本クラブは変更手続きが完了するまで、変更前の諸費用を請求する権利を有します。\*12月末で変更を希望される場合は、12月10日が締切となります。

#### 第19条 会員に対する除名処分

次の各号に該当した場合、本クラブは、その会員に対して本クラブから除名することができます。

- 1、第6条の入会資格を喪失したとき。
- 2、本クラブの規約及び諸規則に違反したとき。
- 3、諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。尚、除名後も本クラブは未納分の諸費用を請求する権利を有します。諸費用の支払いが一ヶ月遅れた場合、当クラブよりお支払の連絡をさせていただきます。諸費用の支払いが二ヶ月遅れた場合、当クラブよりお支払の催告をさせていただきます。諸費用の支払いが二ヶ月以上遅れ、当クラブの催告に応じられなかった場合、法的手続きを取らせて頂く場合がございます。
- 4、第20条に該当したとき。
- 5、本クラブ及び会社の名誉を傷つけ、秩序を乱したり、本クラブ会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- 6、法令に違反したとき。

#### 第20条 利用の禁止

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- 1、暴力団関係者、反社会的勢力関係者であることが判明したとき。
- 2、刺青、タトゥーがあることが判明したとき。
- 3、一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき。
- 4、伝染病、その他、他の方に伝染または感染する恐れのある疾病を有することが判明したとき。
- 5、第13条で禁止される行為を行ったとき。
- 6、飲酒が判明したとき。
- 7、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
- 8、医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- 9、妊娠されていることが判明したとき。
- 10、入会申込について会員が親権者の同意を得られていない未成年であると判明したとき。(但し、本クラブが特に認めた場合を除きます)
- 11、過去に本クラブより除名の通告を受けていたことが判明したとき。

なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、本クラブが検討した結果、施設利用を認めることがあります。

#### 第21条 施設の一時的閉鎖・一時的休業

次の各号に該当するときは、本クラブは、施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- 1、天災、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- 2、施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- 3、定期休業等による場合。
- 4、その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

#### 第22条 諸費用の変更ならびに運営システム変更について

- 1、本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときはこれらを変更することができます。
- 2、前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、本クラブは、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

#### 第23条 告知方法

本規約における会員への告知方法は、施設内、ホームページへの掲示とします。

#### 第24条 規約の改定

本クラブは、規約等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、本クラブは一ヶ月前までに告知することとし、改定した規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

#### 第25条 個人情報保護

- 1、会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
  - 2、会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。
- 会社は、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

#### 第26条 プログラムの予約について

本クラブの利用は全て予約優先制とし予約方法について以下に定めます。

- 1、本クラブの予約方法は原則「WEB予約」とさせていただきます。
- 2、ネット環境により「WEB予約」が不可の方は本クラブまでご相談下さい。「フロント予約」、「電話予約」にて対応させていただきます。
- 3、予約の優先順位は①WEB予約、②フロント予約、③電話予約とします。
- 4、予約は営業開始時刻より2週間先まで取る事ができます。
- 5、ボルダリング及び岩盤浴プログラムについては「フロント予約」、「電話予約」の受付となります。
- 6、人気のプログラムについては予約が殺到し取り辛くなる場合がありますのでご了承下さい。
- 7、他の会員様にも快適にご利用頂けるよう過度のご予約はお控え下さい。

#### 第27条 プログラムのキャンセルについて

本クラブのプログラムのキャンセル方法及びキャンセル料金について以下に定めます。

- 1、スタジオプログラム及びアウトドアプログラムのキャンセルについては「WEB予約会員サイト」より受付しております。
- 2、ボルダリング及び岩盤プログラムのキャンセルについては「お電話」、「フロント」にて受付しております。
- 3、無断キャンセルが続く場合にはご利用を制限させて頂く場合があります。
- 4、岩盤プログラム及びアウトドアプログラムはキャンセル料金が発生します。
- 5、他の会員様にも快適にご利用頂けるようキャンセルされる場合はお早めにご協力下さい。

2016年5月1日に規約が改訂されました。

ただし、4月30日までにご入会された会員様は、6月1日から適用になります。それまでは、改定前の規約が適用になります。

株式会社メゾネット 2016. 5. 1